

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（6月5日現在）

●報道によれば、アルゼンチン国内では21,037名（昨日から840名増）の累計感染者数、うち632名の累計死亡者数、6,088名の累計治癒数が報告されています。

●なお、当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、全国強制隔離措置（以下「強制隔離と記載」）（DNU493/2020）が6月28日（日）まで延長されることが正式に発表されています（具体的な措置については、今後公布される必要緊急大統領令で明らかになります）。また、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続されるものとみられます。

●アルゼンチンの感染症危険レベルは、5月22日から、レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げられており、大使館では、アルゼンチンに滞在中の方を対象に所在調査を進めております。在留届、たびレジの登録情報の更新にご協力をお願いします。

https://www.ar.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kyoryokuirai.html

1 報道によれば、アルゼンチン国内では21,037名（昨日から840名増）の累計感染者数、うち632名の累計死亡者数、6,088名の累計治癒数が報告されています。

2 ブエノスアイレス市で新たに再開される活動（報道）

昨4日夜のフェルナンデス大統領による強制隔離の28日までの延長発表を受けて、5日、ブエノスアイレス市は8日（月）から以下の活動を解禁する旨発表しました。なお、ブエノスアイレス州や他の州でも、様々な活動・サービスが再開されています。

（1）健康目的での週末の年少者の外出

身分証明書（DNI）番号に関係なく住居から500メートル以内で8時から20時の間で1日最大60分間外出可能になります。6歳以上は、他人との社会的距離を保ちつつマスクを着用しなければなりません。

（2）トレーニング：ジョギング、ウォーキング、自転車、ローラースケート

午後20時から翌朝8時までの間、同行者がいる場合は、2名までソーシャルディスタンスは最小2メートル以上を保持しなければなりません。トレーニング中のマスク着用は義務にはありませんが、（公園や広場等の）運動器具は使用できません。トレーニングのために車や公共交通を利用して移動することはできません。

（3）近隣地区の衣料及び靴販売店再開

許可された地区において営業が再開されます。身分証明書番号（DNI）末尾により、偶数日は偶数者、奇数日は奇数者が利用可能となりますが、大規模店（ショッピングセンター等）は引き続き営業を制限されます。また、営業は午前11時からとなり、衛生基準と距離を遵守し、試着室は使用できません。

（4）宗教活動

寺院に居住していない宗教者は、オンライン配信するために聴衆なしの宗教的儀式開催のた

めに寺院に移動できます。衛生基準に従い、距離を保つ必要があります。臨席での宗教的儀式は引き続き制限されます。

(5) 音楽、ショーのオンライン配信及び録画

聴衆なしで実施が可能となります。

3 所在調査及び在留届情報の更新のお願い

大使館では、感染症危険レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）への引き上げも踏まえ、現在アルゼンチンに滞在しておられる方々を可能な限り正確に把握するため、在留届を提出されている方には、登録情報のご確認を、「たびれじ」登録をし、実際に滞在されていない方、または、既に在留届を提出されている方におかれましては、たびれじ情報の「削除」をお願いしております。

詳細は「【所在調査ご協力をお願い】アルゼンチンに在留届の提出、たびれじの登録をされている皆様へ!」をご参照ください。 https://www.ar.embjapan.go.jp/itpr_ja/kyoryokuirai.html

(以上)